

オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和8年2月3日

支出負担行為担当官
仙台検疫所総務課長 溝内 興一

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 購入等件名 令和7年度 医薬部外品等（長靴外35点）購入
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年3月6日
- (4) 納入場所 仕様書別紙のとおり

2 見積参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の配布場所及び問合せ先

見積依頼の公告、仕様書等の配布（ダウンロード）はホームページ及び電子調達ポータルで行う。

仙台検疫所ホームページ <https://www.forth.go.jp/keneki/sendai/choutatsu/index.html>
電子調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

4 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の提出場所

〒985-0011 宮城県塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎2階
仙台検疫所総務課経理係
電話：022-367-8100

メールアドレス：sendaikenekisho-keiri@mhw.go.jp

注：※を@に置き換えてください。

(2) 見積書の提出期限

令和8年2月10日(火)午後5時 上記4の(1)宛てに持参又はメールで送信すること。

5 見積合せの日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月12日(木)午前10時

(2) 場所

仙台検疫所総務課

6 見積書の提出方法等

(1) 見積書の提出

上記4の(2)の見積書提出期限(以下「提出期限」という。)内に見積書を持参又はメールで送信するものとする。見積書の書式は任意とし、記載する事項は下記のとおりとする。

- 一 調達件名
- 二 見積金額(諸経費を含めた総合計額を記載することとし、品目内訳があるものは品目ごとの単価を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含めた金額とすること。)
- 三 見積書提出日
- 四 住所、社名、代表者氏名、担当者、担当者連絡先
- 五 見積依頼書に記載する宛名
- 六 電子くじ番号(3桁)

(2) 同等品での見積り

見積りに際し、仕様を満たす品として例示品を提示する場合がある。例示品以外の同等の品で見積るときは、カタログ等仕様の分かる書類等を添え、発注窓口に申し出て事前に確認を受けること。確認を受けていない同等品での見積りは無効とする。

(3) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

7 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積りは無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者の提出した見積書
- (2) 同一人が見積もった金額の異なる2通以上の見積書
- (3) 見積書の提出期限後に提出された見積書

- (4) 6の(1)に定める必要事項の記載が無い、又は誤字・脱字により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 明らかに連合によると認められる見積書
- (7) 前各号に掲げるほか、見積依頼に関する条件に違反した見積書

8 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき見積りを行った者が2人以上あるときは、電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号とともに「電子くじ」を実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

9 契約の締結

契約書又は請書の作成等については、契約相手方を決定した後に改めて指示するので、契約者はこれに応じるものとする。

10 結果の通知

見積合わせの結果は原則として、契約の相手方に決定した者のみに通知する。その他の参加者には問い合わせがあれば通知する。

11 その他

- (1) 見積書の様式は任意とする。
- (2) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積事業者が負担する。
- (3) 当局の都合により見積合わせ後に取りやめがあることがある。
- (4) 契約の相手方を決定するため、見積事業者に対して追加資料の提出を求める。
場合があるので、これに従うこと。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 本公告に記載なき事項は、仙台検疫所オープンカウンター方式実施要領による。